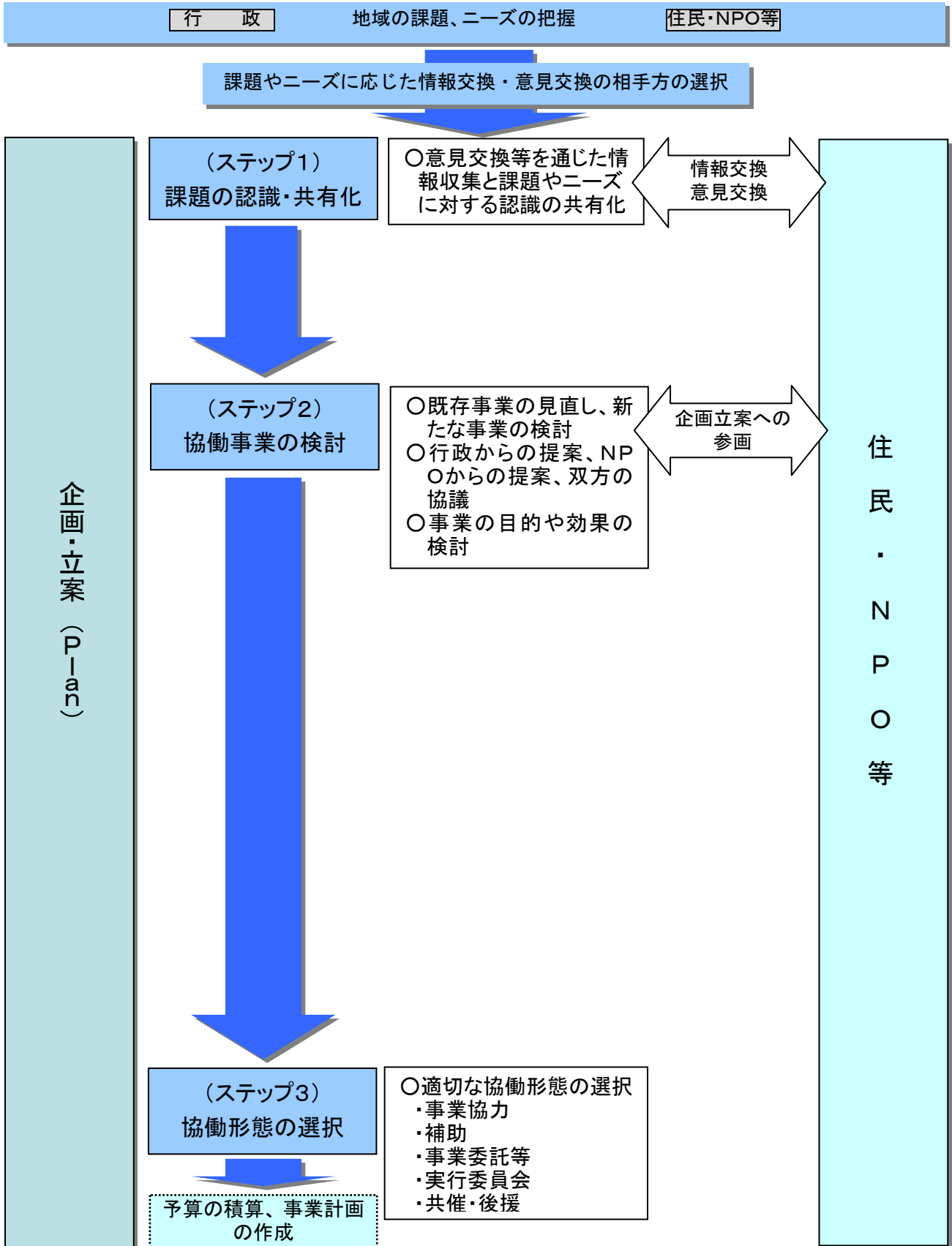


## 第2章 協働を進める

### I 協働の進め方（全般）…基本的なプロセス例



## 進め方のポイント

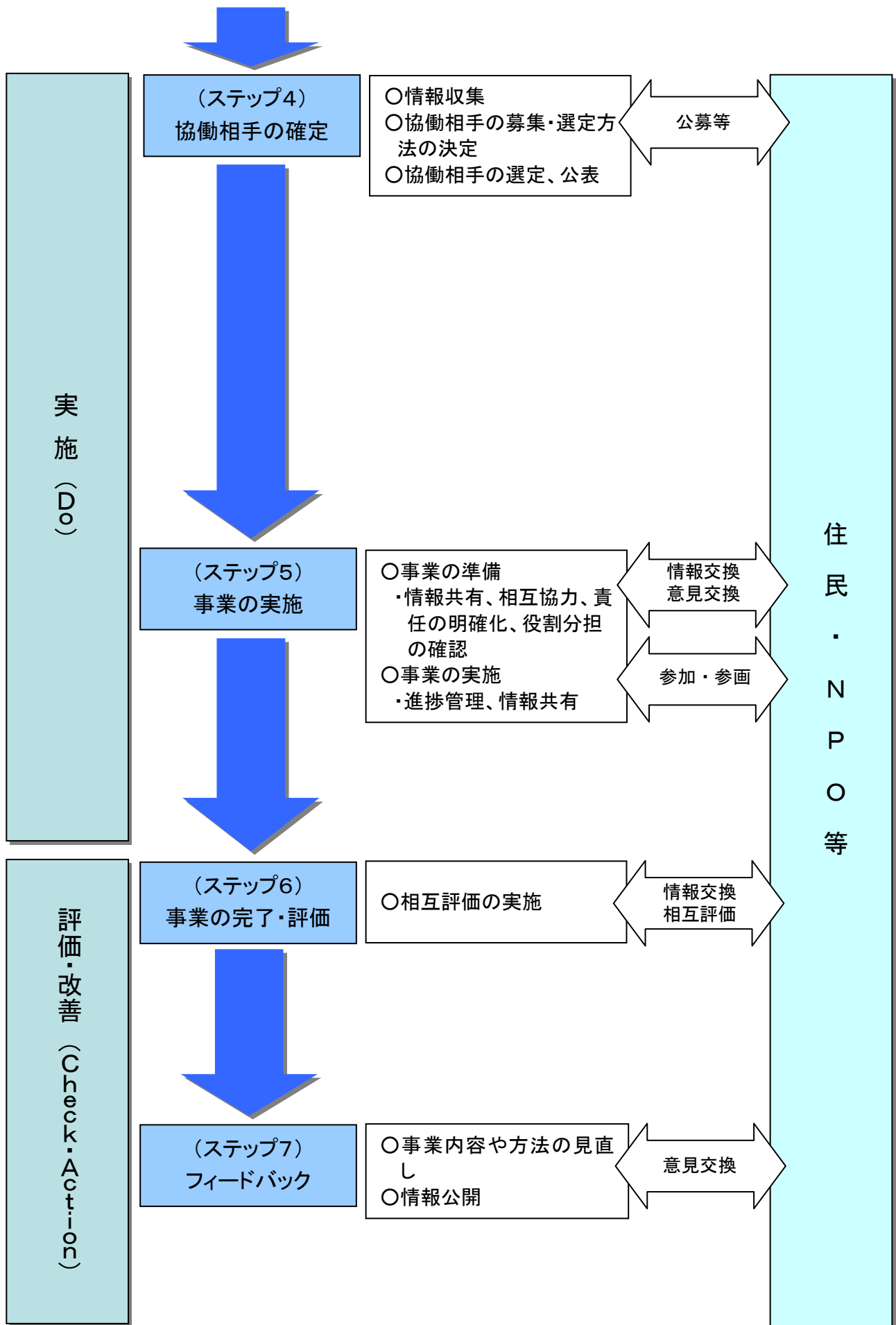
プロセス	説明	進め方
(ステップ1) 課題・認識の 共有化	○ 住民、NPO等と行政の双方が情報交換や意見交換を行うことにより、住民ニーズや公共サービス等地域の様々な課題の共有を図る段階。	P16 意見交換 情報交換
	<b>【ポイント】</b> ○ 協働を進めていく上での最大の課題は、行政とNPOとの相互理解の促進である。行政は日ごろから、NPOと意見交換や情報交換など対話のできる場づくりに努める必要がある。	



プロセス	説明	進め方	
(ステップ2) 協働事業の 検討	○ 協働事業を検討し、企画立案する段階。 ○ 審議会、各種委員会などに継続的にNPO等の関係者の参画を求める場合、行政側からの提案によりNPO等に連係を求める場合、企画コンペ方式でNPO等から政策や事業提案を受ける場合などがある。	P18 企画・立 案への参 画	
	<b>【ポイント】</b> ○ 協働事業の検討に当たっては、協働で取り組むほうが、地域や県民にとって、より質の高い効果や望ましい効果が得られることが重要。 ○ 事業の企画に当たっては、NPO等の先駆的で柔軟な発想が生かされるよう、行政が考える事業を示して協働の相手方を求めるだけでなく、可能な限り、事業の企画段階へのNPO等の参画を求めることが重要。 ○ 協働により効果が期待される事業		
	① 先駆性や専門性などが必要とされる事業		・行政や企業にはない専門知識やノウハウを必要とする事業 ・先駆的で行政がこれまでに行ったことがない事業 ・公平性や平等性の観点から行政が取り上げにくい事業 など
	② 住民が主体的にかかわる必要がある事業		・住民の生活に密着し、住民自身が継続的に取り組んでいく必要がある事業 ・まちづくりのように、住民の主体的課題解決力が必要とされる事業 など
	③ 住民参加の促進が必要な事業		・事業自体に住民参加が必要な事業 ・多くの団体のネットワークが求められる事業 など
	④ 住民のニーズがより柔軟に反映される必要がある事業		・公共施設の運営など、行政的手法だけでは住民ニーズが十分反映できない事業 ・自発的な住民からの発意を柔軟に取り入れていくことが求められる事業 など
⑤ 迅速性や機動性が要求される事業	・災害救援などのように、行政だけでは十分対応しきれない、柔軟性や機動性、迅速性などが要求される事業		



プロセス	説明	進め方
(ステップ3) 協働形態の 選択	○ 事業の目的や性格、期待する効果などから、事業協力、実行委員会・共催、補助、後援、委託などといった事業形態を選択する。なお、事業によっては、複数の相手方と異なった形態で協働関係を組む場合もある。	P22 協働形態別 の進め方参 照
予算の積算、事業計画の作成	○ 予算の積算に当たっては適切な単価による積算や間接費の設定など事業実施に必要な予算を適正に積算する必要がある。	



## 進め方のポイント

プロセス	説明	進め方
(ステップ4) 協働相手の 確定	○ 協働相手の募集から選定、契約までの段階。	P22 協働形態 別の進め 方参照
	【ポイント】 ○ 行政が協働の相手方を選定・確定していく場合は、以下の点を留意する必要がある。	
	① プロセスの事前告知と十分な準備時間の確保	プロセスの事前告知と十分な準備時間の確保が必要。また、行政が取り組んでいる課題や施策に関しても、十分説明しておく必要がある。
	② 応募資格の検討と募集要項の作成	事業目的に沿って、協働の相手となるNPOの資格要件を定める。また、分かりやすい募集要項を作成するよう努める。
	③ 協働相手選択の基準 (選択基準例はP15参照)	公募制の場合などの選考基準は、事業目的や期待する効果に沿った基準を設定し、事前に公表しておくことが適当。
④ 公正性や透明性のある選考	選考は、公正性や透明性が要求される。なお、公募の場合は選考されなかった団体に対する説明責任などに十分配慮することも必要。	



プロセス	説明	進め方
(ステップ5) 事業の実施	○ ここからは、具体的に事業を実施する段階。	P22 協働形態 別の進め 方参照
	【ポイント】 ○ 事業を始める前に、協働の相手方と十分事業の内容について話し合い、合意形成をしておく必要がある。事前に事業目的、具体的な目標、役割分担などを確認しておく。 ○ 実施中は、中間報告を受けるなどして進捗状況を確認しながら進めることが重要。また、随時、意見交換の場を持つことも必要。	



プロセス	説明	進め方
(ステップ6) 事業の完了・ 評価	○ 事業実施後に事業の評価を行い、その結果により成果、課題を共有する。	P55 IV 評価・ 改善を参 照
	【ポイント】 ○ 協働は、協働そのものが目的ではなく、事業を行うための手段であるので、事業実施後は、必ず評価を行うことが重要。評価は、双方が自己評価しその結果により成果、課題を共有することが重要。	



プロセス	説明	進め方
(ステップ7) フィードバ ック	○ 事業評価に基づき、事業内容や方法の見直しに反映する。	P55 IV 評価・ 改善を参照
	【ポイント】 ○ 協働事業を実施した結果は、単に評価するだけでなく、その結果判明した問題点や改善策に反映し、次の事業を更に効果的に進めるため常に改善していくことが必要。	

## 協働関係を築いていくときに行政が留意しておくべきこと

### ○ポイント 1

NPOと行政は、まず協働ありきの関係ではないことを理解しておきましょう。また、ある面では考え方に相違があったり、あるいは行政に対して提言を行ったりするNPOとも、事業によっては協働ができるということも理解しておきましょう。

NPOは、行政の活動を支援したり、行政と協働するために活動しているわけではありません。行政にとって、NPOや民間等と協働して施策を推進することが、地域を豊かで活力あるものにするという行政目的を実現するための一つの手法であるように、NPOにとっても、行政との協働は、NPO独自の目的を達成するための一つの手法であると言えます。

行政と必ずしも考え方が同じでないNPOとでも、事業内容によっては、行政は協働することができます。協働事業の相手を選定する際には、事業を中心とした考え方を採用すべきです。

### ○ポイント 2

行政用語の分かりにくさが協働を阻害する一因ともなっています。行政が説明するときには、分かりやすい言葉で説明することに気をつけましょう。

行政の職員同士が日常的に何気なく使っている行政用語でも、NPOにとっては非常に分かりづらいものです。事業説明会、応募説明会などで、事業をNPOに説明する場合には、NPOに分かりやすい言葉で話すことを心がけます。また、募集要項なども分かりやすい言葉で書くことが必要です。

### ○ポイント 3

協働相手の選択等で公募により選考されなかった団体や事業には、今後の新しい展開や可能性が含まれている場合があります。フォローアップにも気をつけましょう。

選考されなかった団体には、行政が実施する今後の協働事業に関する情報を提供していきま。また、選考されなかった事業について、一定期間は保管するなどして、行政の職員がいつでも参照できる状態にしておきます。

### ○ポイント 4

より良い協働関係を築いていくためには、行政側も継続的で責任ある体制をつくる必要があります。

行政の担当者が変わってしまい話し合いが継続できない、話し合いをしたがいつになったら回答がもらえるかわからない。また、協働の促進というが、担当者で話し合う機会が得られない、とNPOは感じています。

このような問題に対応するには、NPOから相談があれば職員が責任をもって対応し、必要に応じて担当部署との話し合いの場を設ける、照会に対しては返答の期限を明示する、人事異動で担当者が変わった場合は引継体制をしっかりと整えるなどといった、責任ある体制をつくっていくことも必要です。

## 協働相手選択の基準例

### ○団体に関する基準

項目	内容
1 法令に違反していないこと	・特定非営利活動促進法（NPO法、NPO法人の場合）、その他の法令に違反していないこと。
2 事業の遂行能力	(1)実績 ・提案の基礎となる活動実績があること。 ・事業を遂行できるだけの信頼性があること。
	(2)専門的なNPOの特性 ・NPOに期待される専門性、先駆性、地域性などの特性があること。 ・テーマに対する専門性があること。 ・専門家や有資格者と連携していること。 ・住民ニーズを的確に把握していること。
	(3)組織の継続性・安定性 ・継続的・安定的な事業の運営を可能とする人員体制や外部とのネットワーク、財政基盤があること。 ・団体の活動内容などの情報公開を適切に行っていること。 ・申請書類などの作成能力があること。 ・規約や定款等を設けている組織であること。
3 NPOの自立性を阻害しないこと	・事業終了後も安定的で継続的な活動が期待できること。

### ○事業内容に関する基準

項目	内容
1 課題把握の的確性、事業目的の明確化	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されていること。
2 事業内容と事業目的の整合性、事業の有効性	・提案事業の内容が事業目的と整合しているとともに、課題解決に向けた有効な方法となっていること。 ・行政の施策の方向性と一致していること。 ・テーマに対する趣旨に添っていること。 ・提案内容が陳情や要望でなく、団体の活動を支援する財政援助を主な目的としたものでないこと。
3 協働の効果①（相乗効果）	・NPOの特性を生かし、協働することによって、単独で実施するよりも効果的で質の高いサービスが提供できること。
4 協働の効果②（モデル性）	・独創性、先駆性があること。 ・広域性や他地域の波及効果を期待するテーマの場合それらの可能性があること。 など
5 役割分担・実施体制	・NPOと行政の役割が明確にされていること。 ・事業の実施体制が十分確保されていること。
6 収支計画・スケジュール	・経費の積算が適切にされていること。 ・取り組み方法、実施スケジュールが実現可能なものであること。